

4月分からの給与計算についてのお知らせ

～雇用保険の保険料率が変わります～

<雇用保険料率の改定>

4月から雇用保険料率の引上げが行われます。

一般の事業の場合の労働者負担分の雇用保険料率は現行の0.4%から0.6%に引き上げられます。

労使それぞれ 0.2% ・ 0.25% の 合計 0.45% 引き上げられます。

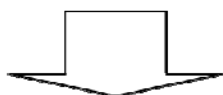
(使用者分は二事業に係る保険料率0.05%アップ分を含みます)

[～参考～]

平成22年度の雇用保険料率について

○平成21年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			失業等給付に 係る保険料率	二事業に係る 保険料率	
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000
農林水産 清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000



○平成22年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			失業等給付に 係る保険料率	二事業に係る 保険料率	
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000
農林水産 清酒製造業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000
建設業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000

～注意点～

- ・4月以降の保険料率等の改正が、源泉徴収税額の計算に影響を及ぼす場合もありますので、ご注意ください
- ・平成22年4月1日から雇用保険率が改定されるため、平成22年度の労働保険料の申告も注意が必要です。平成22年度の労働保険料の概算保険料は、新料率により申請してください。
(平成21年度の確定保険料は、旧雇用保険率により申告となります。)